

## 「在留資格認定証明書」代理申請確認書

立命館アジア太平洋大学（APU）は、以下の条件を全て満たし、かつ大学が適当と認めた合格者に限り、合格者からの依頼に基づき「在留資格認定証明書」の交付を代理で申請します。

在留資格「留学」を取得予定で、APU にのみ「在留資格認定証明書」の代理申請を希望する者  
定められた期日までに登録料、授業料A、寮費、保険料（国際学生住宅総合補償制度 こども総合保険 CRI）など全ての入金を完了した者

「在留資格認定証明書」交付申請にかかわる書類を不備・不足なく期日までに提出した者  
日本滞在中の経費支弁能力を証明できる者

### 【注意】

虚偽書類の提出、または提出書類に虚偽の記載があった場合などは、入学後であっても入学許可を取り消します。

納入された登録料及び入居費は、どのような事情があっても返還しません。

APUでは、本人の依頼に基づき、「在留資格認定証明書」の交付を代理で申請します。「在留資格認定証明書」を代理申請するにあたり、本学は合格者本人の入学意志を確認する必要があります。APUでは、登録料、授業料A、寮費及び保険料（国際学生住宅総合補償制度 こども総合保険 CRI）の納入をもって、入学意志があると判断します。

留学期間中に必要な経費の支弁計画を必ず立てておいてください。日本での留学期間中、継続できる経費支弁計画のある者のみ、「在留資格認定証明書」の代理申請を行います。

「在留資格認定証明書」の交付は入国管理局が行います。個々の事情によっては「在留資格認定証明書」が交付されない場合もありますが、その場合、本学は一切責任を負いません。

現在すでに「就学/Pre-College Student」や「留学/College Student」などの在留資格をもっていたり、日本に滞在している場合は、各自で「留学」への在留資格の変更、在留期間更新手続を行う必要があります（本学は入国管理局への手続の代行は行いません。）また、「留学」以外の在留資格（家族滞在/Dependent、配偶者/Spouse など）で入国する場合は、各自で諸手続を行ってください。（本学は手続の代行は行いません。）

私は上記趣旨に同意し、全ての条件を満たしているので、入国管理局への「在留資格認定証明書」の代理申請を立命館アジア太平洋大学（APU）に依頼します。

日付： \_\_\_\_\_

名前： \_\_\_\_\_

署名： \_\_\_\_\_

受験番号： \_\_\_\_\_